

道標 (みちしるべ) 第716号

平成25年9月3日
校長 稲垣 達也

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

文部科学省 平成25年5月16日

1 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。

2 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1の考え方に基づいて判断することが必要である。

いじめの態様	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (第208条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (第204条)	人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (第208条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (第223条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (第176条)	13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (第249条)	人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (第235条)	他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。事例：教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (第261条)	他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。事例：自転車を故意に破損させる。
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (第222条)	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。事例：学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (第230条、231条)	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫	事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱	事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。